第1章 組合設立

0志太広域事務組合規約

改 正 昭和50年4月1日 市第 1号 県知事許可昭和50年11月10日 市第 1164号 県知事許可昭和51年12月1日 市第 895号 県知事許可昭和52年4月19日 市第 82号 県知事許可昭和57年3月24日 市第 1289号 県知事許可昭和59年3月27日 市第 1381号 県知事許可昭和63年9月21日 市第 545号 県知事許可平成元年3月20日 市第 1054号 県知事許可平成元年10月1日 市第606-1号 県知事許可平成6年3月30日 市第1507号 県知事許可平成10年2月17日 関係市町村協議平成19年3月23日 市第 532号 県知事許可平成20年10月8日 自行第453号 県知事許可平成22年12月22日 自行第623号 県知事許可平成23年10月11日 自行第413号 県知事許可平成23年10月11日 自行第413号 県知事許可平成23年10月11日 自行第413号 県知事許可

昭和47年6月13日 地第300号県知事許可

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、志太広域事務組合(以下「組合」という。)という。 (組織)

第2条 組合は、次に掲げる市(以下「関係市」という。)をもって組織する。

焼 津 市

藤枝市

(処理する事務)

- 第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を処理する。
 - (1) 地域の広域振興事業の実施に関すること。
 - (2) ごみ処理施設の建設、設置及び管理並びにごみ等の処分等に関すること。
 - (3) 最終処分場(組合施設から排出された焼却灰、陶器類、ガラス類等を対象

とする最終処分場をいう。以下同じ。)の建設、設置及び管理に関すること。

- (4) 火葬場(霊きゅう自動車及び霊きゅう車を除く。以下同じ。)及び斎場会館(以下「斎場」と総称する。)の建設、設置及び管理に関すること。
- (5) し尿処理施設の建設、設置及び管理に関すること。
- (6) 看護専門学校の建設、設置及び管理に関すること。
- (7) 消防本部の設置準備に関すること。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、藤枝市高柳2338番地の1に置く。

第2章 議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、16人とし、関係 市の定数は、それぞれ次のとおりとする。

焼 津 市 8人

藤 枝 市 8人

(組合議員の選挙)

- 第6条 組合議員は、関係市の議会において、それぞれの当該議会の議員のうちから 選挙する。
- 2 前項に規定する選挙を行うべき期日は、管理者が定めて、関係市の長に通知しなければならない。
- 3 第1項に規定する選挙が終ったときは、関係市の長は、直ちにその結果を管理者 に報告しなければならない。

(組合議員の任期)

- 第7条 組合議員の任期は、関係市の議会の議員の任期による。
- 2 組合議員が関係市の議会の議員でなくなったときは、同時に組合議員の職を失う。 (補欠選挙)
- 第8条 組合議員に欠員を生じたときは、関係市において速やかに補欠選挙をしなければならない。この場合において、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 2 前項の規定により選出された組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 執行機関

(管理者等の設置)

第9条 組合に管理者、副管理者1人及び会計管理者を置く。

- 2 管理者及び副管理者は、関係市の長が互選によりこれを定める。
- 3 会計管理者は、管理者が関係市の会計管理者のうちから任免する。 (管理者等の任期)
- 第10条 管理者及び副管理者の任期は、当該関係市の長の任期による。 (協議)
- 第11条 管理者は、次に掲げる事項について、あらかじめ関係市の長と協議しなければならない。
 - (1) 組合の議会の議決を経べき事件に関すること。
 - (2) 重要な公有財産の取得及び処分に関すること。
 - (3) 組合の運営に係る基本的事項に関すること。

(管理者の補助職員)

第12条 副管理者及び会計管理者を除くほか、組合に職員を置き、管理者がこれを任 免する。

(監査委員)

- 第13条 組合に監査委員2人を置く。
- 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、人格が高潔で一部事務組合の財務 管理、事務の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本条において「識見を有する者」という。)及び組合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、 組合議員のうちから選任される者にあっては組合議員の任期による。

(監査委員の補助職員)

第13条の2 監査委員の事務を補助させるため書記を置く。

第4章 経費

(経費の支弁の方法)

- 第14条 組合の経費は、次に掲げる収入をもって支弁する。
 - (1) 関係市の分賦金
 - (2) 事業収入
 - (3) 国又は県補助金
 - (4) 地方債
 - (5) 財産より生ずる収入
 - (6) その他

2 前項第1号に掲げる分賦金は、別表第1に定める区分及び割合による。

第5章 基金

(基金の設置)

第15条 地域の振興に資するため、基金を設置する。

(関係市からの出資)

第16条 関係市は、別表第2に定める割合により基金に出資するものとする。

(出資金総額相当額の処分制限)

第17条 基金のうち関係市からの出資金総額相当額については処分することができない。

(基金財産に対する関係市の権利)

第18条 基金財産に対する関係市の権利は、前条の出資金総額相当額に対する各関係 市の出資額の割合による。

附則

- 1 この規約は、知事の許可の日から施行する。
- 2 設立当初の組合議員は、第6条第1項の規定にかかわらず、別紙議員名簿のとおりとし、その任期は、第7条の規定にかかわらず、昭和47年9月30日までとする。

附 則(昭和50年4月1日市第1号県知事許可)

- 1 この規約は、知事の許可の日から施行する。
- 2 第3条第2号の規定にかかわらず、この規約の施行の際、現に焼津市が管理している火葬場及び斎場会館並びに藤枝市が管理している火葬場については、この組合が設置する火葬場及び斎場会館の供用が開始されるまでの間、なお従前のとおりとする。

附 則(昭和50年11月10日市第1164号県知事許可)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則(昭和51年12月1日市第895号県知事許可)

- 1 この規約は、知事の許可の日から施行する。
- 2 第3条第3号の規定にかかわらず、この規約の施行の際、現に焼津市及び藤枝市 が管理しているし尿処理施設については、この組合が設置するし尿処理施設の供用 が開始されるまでの間は、なお従前のとおりとする。

附 則(昭和52年4月19日市第82号県知事許可)

1 この規約は、知事の許可の日から施行する。

2 し尿処理施設の建設・設置及び管理に関する事務に要する経費に係る分賦金は、 別表の規定にかかわらず、し尿処理施設への投入量が1月1日から12月末日までの 一年間の生し尿及び浄化槽汚でいの総計が算出されるまでの期間は、人口割(下水 道法[昭和33年法律第79号]第2条第3号に規定する公共下水道供用人口を除く。) とする。

附 則(昭和57年3月24日市第1289号県知事許可)

- 1 この規約は、知事の許可の日から施行する。
- 2 この規約施行の際、現にその職にある管理者は、改正後の規約第9条第2項の規定により任命されたものとみなし、その任期は、昭和57年3月31日までとする。
- 3 この規約施行の際、現にその職にある収入役は、改正後の規約第9条第3項の規 定により選任されたものとみなし、その任期は、同条同項の規定により新たな収入 役が選任されるまでの間とする。

附 則(昭和59年3月27日市第1381号県知事許可)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則(昭和63年9月21日市第545号県知事許可)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則(平成元年3月20日市第1054号県知事許可)

- 1 この規約は、知事の許可の日から施行する。
- 2 改正後の規約別表の規定は、平成元年度分の分賦金から適用し、昭和63年度分までの分賦金については、なお従前の例による。

附 則(平成元年10月1日市第606-1号県知事許可)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則 (平成6年3月30日市第1507号県知事許可)

- 1 この規約は、知事の許可の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成6年度分の分賦金から適用し、平成5年度分までの分賦金については、なお従前の例による。この場合において、平成6年度分の分賦金に限り、同表備考第3号及び第4号中「予算の属する年度の前前年度の10月1日から前年度の9月30日」とあるのは「平成5年1月1日から平成5年9月30日」とする。

(平成6年3月30日市第1507号県知事許可で、同6年4月1日から施行)

附 則(平成10年2月17日関係市町協議)

1 この規約は、平成10年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、この規約の施行の日前の起債(看護専門学校に関するものに限る。)に係る償還元利金の負担区分については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月23日市第532号県知事許可)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月8日自行第453号県知事許可)

(施行期日)

1 この規約中第1条及び附則第3項の規定は平成20年11月1日から、第2条の規定 並びに次項及び附則第4項から第6項までの規定は平成21年1月1日から施行す る。

(適用区分)

2 第2条の規定による改正後の別表第1の規定は、平成21年度分の分賦金から適用する。

(平成20年度分の分賦金に関する経過措置)

- 3 平成20年11月1日から同年12月31日までの間における焼津市の分賦金の額は、大井川町の編入がなかったものとみなして従前の例により算定した焼津市分の額に、 従前の例により算定した編入前の大井川町分の額を加算した額とする。
- 4 平成21年1月1日以降における平成20年度分の焼津市及び藤枝市の分賦金の額は、大井川町及び岡部町の編入がなかったものとみなして従前の例により算定した 焼津市分及び藤枝市分の額に、それぞれ従前の例により算定した編入前の大井川町 分及び岡部町分の額を加算した額とする。

(平成21年度分の分賦金に関する経過措置)

- 5 平成21年度分の分賦金の算定における第2条の規定による改正後の別表第1(以下「別表第1」という。)の適用については、次に定めるところによる。
 - (1) 別表第1備考1中「住民基本台帳記録人口」とあるのは、「住民基本台帳記録人口(焼津市の住民基本台帳記録人口にあっては同日現在における大井川町の住民基本台帳記録人口を加算した人口とし、藤枝市の住民基本台帳記録人口にあっては同日現在における岡部町の住民基本台帳記録人口を加算した人口とする。)」とする。
 - (2) 別表第1備考2中「(ごみ等の処分等に係る搬入量を含む。)」とあるのは、「(ごみ等の処分等に係る搬入量を含む。以下この号において同じ。) (焼津市の施設搬入量にあっては同期間における大井川町の施設搬入量を加算した量とし、藤枝市の施設搬入量にあっては同期間における岡部町の施設搬入量を加算した量とする。)」とする。

(3) 別表第1備考3中「(浄化槽汚泥の投入量を含む。)」とあるのは、「(浄化槽汚泥の投入量を含む。以下この号において同じ。)(焼津市の生し尿の投入量にあっては同期間における大井川町の生し尿の投入量を加算した量とし、藤枝市の生し尿の投入量にあっては、同期間における岡部町の生し尿投入量を加算した量とする。)」とする。

(平成22年度分の分賦金に関する経過措置)

- 6 平成22年度分の分賦金の算定における別表第1の適用については、次に定めると ころによる。
 - (1) 別表第1備考2中「(ごみ等の処分等に係る搬入量を含む。)」とあるのは、「(ごみ等の処分等に係る搬入量を含む。以下この号において同じ。) (焼津市の施設搬入量にあっては同期間内における大井川町の施設搬入量を加算した量とし、藤枝市の施設搬入量にあっては同期間内における岡部町の施設搬入量を加算した量とする。)」とする。
 - (2) 別表第1備考3中「(浄化槽汚泥の投入量を含む。)」とあるのは、「(浄化槽汚泥の投入量を含む。以下この号において同じ。)(焼津市の生し尿の投入量にあっては同期間内における大井川町の生し尿の投入量を加算した量とし、藤枝市の生し尿の投入量にあっては同期間内における岡部町の生し尿投入量を加算した量とする。)」とする。

附 則(平成22年12月22日自行第623号県知事許可)

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月11日自行第413号県知事許可)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

別表第1 (第14条関係)

| 費用 | 項目 | 負 担 区 分 | |
|----------------------------|--------------------------|---|--|
| 事 務 管 理 | 費 | 人口割 | |
| 地域の広域振興事業の実施 | 人口割 | | |
| ごみ処理施設の建設、設 | 建設費、償還元金及び償 還利息 | 人口割 | |
| 置及び管理並びにごみ等 の処分等に関する事務 | 施設管理費(ごみ等の処分等に要する費用を含む。) | 施設搬入量割 | |
| 最終処分場の建設、設置 | 建設費、償還元金及び償 還利息 | 人口割 | |
| 及び管理に関する事務 | 施設管理費 | 施设搬入量割 | |
| 斎場の建設、設置及で | 人口割 | | |
| し尿処理施設の建設、設 置及び管理に関する事務 | 建設費、償還元金及び償 還利息 | 人口割(下水道法 [昭和 33年法律第79号] 第2条 第3号に規定する公共 下水道の供用人口を除 く。) | |
| | 施設管理費 | 投入量割 | |
| 看護専門学校の建設、設置 | 均 等 割 | | |
| 消防本部の設置準備に関す | 均 等 割 | | |

備考

- 1 人口割は、予算の属する年度の前年度の9月30日現在における関係市の住民基本台帳記録人口の割合により算定した額による。
- 2 施設搬入量割は、予算の属する年度の前前年度の10月1日から前年度の9 月30日までの期間における関係市の施設搬入量(ごみ等の処分等に係る搬入 量を含む。)の割合により算定した額による。

3 投入量割は、予算の属する年度の前前年度の10月1日から前年度の9 月30日までの期間における関係市の生し尿の投入量(浄化槽汚泥の投入 量を含む。)の割合により算定した額による。

別表第2 (第16条関係)

| 出資割 | 合 | 均 | 等 | 割 | 100分の50 | | |
|-----|---|-----|---|---|---------|---|---------|
| Ш | 貝 | 급1) | П | 人 | П | 割 | 100分の50 |

備考 人口割は、予算の属する年度の前年度の9月30日現在における関係市の住民基本台帳記録人口による。

○志太広域事務組合の組合章、組合旗

改 正 平成20年11月1日 告示第8号

平成2年3月26日 告示第7号

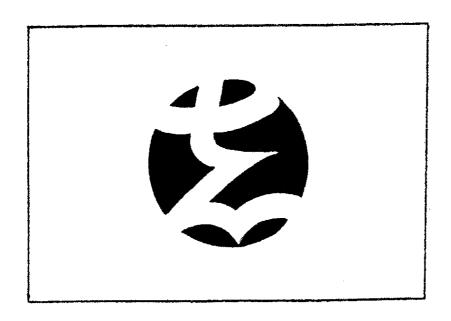
志太広域事務組合の組合章、組合旗を次のように定める。

第1 組合章



第2 組合旗

1 図 式



2 規格

縦幅と横幅の比率 縦2・横3

組合章の位置 旗面の中心

組合章の径 縦幅の5分の3

3 色 彩

生 地 白色

組合章 青色

説明

志太広域事務組合の"志"をデザイン化、上部に山、下部に海、これによって広域を表現し、中央の矢印は、この地域の発展を表す。また、地色の白、組合章の青は、地域の川、海、空が明るく清らかであるよう、住みよい環境づくりを求めたものである。

4 旗 竿

旗竿の位置は、組合旗の左側とする。

第2章 公告式

0志太広域事務組合公告式条例

改 正 昭和49年9月25日 条例第4号 昭和50年10月1日 条例第9号 昭和51年9月20日 条例第1号 昭和59年10月25日 条例第3号 昭和63年9月26日 条例第1号 平成20年10月30日 条例第3号 「昭和47年7月7日) 条例第1号)

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく公告式は、この条 例の定めるところによる。

(条例の公布)

- 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその 末尾に管理者が署名しなければならない。
- 2 条例の公布は、別表の位置の掲示場に掲示してこれを行なう。 (規則に関する準用)
- 第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

- 第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程、告示、公告及び訓令(以下「規程等」という。)を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印をおさなければならない。
- 2 第2条第2項の規定は、前項の規程等にこれを準用する。 (その他の規則及び規程等の公表)
- 第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし、第2条中「管理者」とあるは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。
- 2 第4条の規定は、組合の機関の定める規程等で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同条第1項中「管理者名」とあるは「当該機関名」、「管理者印」とあるは 「当該機関印」と読み替えるものとする。

(条例以外の施行期日の特例)

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程等は、それぞれ当該規則又は規程等をもって特に施行期日を定めることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年9月25日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年10月 1日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年9月20日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年10月25日条例第3号)

この条例は、昭和59年11月5日から施行する。

附 則(昭和63年9月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月30日条例第3号)

この条例中第1条及び第4条の規定は平成20年11月1日から、第2条、第3条及び第5条から第7条までの規定は平成21年1月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

1 焼津市本町二丁目16番32号

焼津市役所前

2 藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市役所前